

東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 佐々木 大和

1 日時

平成 26 年 10 月 9 日（木曜日）

午前 10 時 3 分開会、午前 11 時 15 分散会

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

佐々木大和委員長、岩渕誠副委員長、柳村岩見委員、樋下正信委員、工藤勝子委員、嵯峨耆朗委員、岩崎友一委員、高橋孝眞委員、佐々木茂光委員、福井せいじ委員、城内愛彦委員、神崎浩之委員、渡辺幸貫委員、佐々木博委員、飯澤匡委員、大宮惇幸委員、小田島峰雄委員、及川あつし委員、高橋昌造委員、工藤勝博委員、佐々木努委員、伊藤勢至委員、及川幸子委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、喜多正敏委員、郷右近浩委員、後藤完委員、名須川晋委員、田村誠委員、高橋元委員、小野共委員、高橋但馬委員、軽石義則委員、佐々木朋和委員、小西和子委員、久保孝喜委員、木村幸弘委員、斉藤信委員、高田一郎委員、五日市王委員、清水恭一委員、小野寺好委員、吉田敬子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

新屋事務局次長、高橋議事調査課総括課長、稲葉政策調査課長、和川主任主査、坂下主査、大山主査、木村主任

6 説明のために出席した者

中村復興局長、小野寺技監兼復興局副局長、大友復興局副局長、佐野復興局参事兼生活再建課総括課長、石川復興局復興推進課総括課長、遠藤復興局まちづくり再生課総括課長、石田復興局産業再生課総括課長、工藤総務部総務室放射線影響対策課長、高橋政策地域部政策推進室調整監、泉政策地域部市町村課総括課長、佐々木政策地域部地域振興室交通課長、工藤環境生活部環境生活企画室企画課長、伊藤保健福祉部保健福祉企画室企画課長、永井商工労働観光部商工企画室企画課長、高橋商工労働観光部雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、藤代農林水産部農林水産企画室企画課長、佐々木農林水産部漁港漁村課総括課長、佐藤県土整備部県土整備企画室企画課長、千葉県土整備部県土整備企画室用地課長、桐野県土整備部建設技術振興課総括課長、加藤県土整備部道路建設課総括課長、

八重樫県土整備部河川課総括課長、横山県土整備部都市計画課総括課長、
勝又県土整備部建築住宅課総括課長、藤本県土整備部港湾課総括課長、
小原医療局経営管理課総括課長、蛇口教育委員会事務局教育企画室企画課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

- (1) 東日本大震災津波からの復興の取組について
- (2) 現地調査の実施について
- (3) 現地調査報告書（5月、6月実施分）について
- (4) その他

9 議事の内容

○**佐々木大和委員長** ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会します。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、日程1、東日本大震災津波からの復興の取組について執行部から説明願います。

○**中村復興局長** おはようございます。東日本大震災津波の発災から3年半余りが経過しました。県では一日も早い復興の実現のため、第1期復興実施計画の目標年次でございます平成25年度までに災害廃棄物の処理を終了し、復興道路につきましては国直轄によりかかってないスピードで整備が進められてございます。さらに、海岸保全施設の整備、災害公営住宅の整備、漁港を核といたしました漁船や養殖施設の一括整備、さらには中小企業等復旧・復興支援事業費補助金を活用いたしました事業所の早期再開など、復興の基盤づくりを集中的に進めてまいりました。今年度からは、これらの取り組みの成果を土台といたしまして本格復興の取り組みを強力に進めているところでございます。

本日は、これまでの復興の取り組みにつきまして大友復興局副局長から御説明を申し上げ、御審議をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○**大友復興局副局長** 東日本大震災津波からの復興の取組について御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料1をごらん願います。1ページの全体の構成にありますとおり、2の復興に向けた取組状況、3の復興の現状と課題を中心にまとめてございます。

おめくりいただき、復興計画の概要について、3ページをごらん願います。復興計画の構成及び期間でございます。県では、被災から5カ月後の平成23年8月11日に、平成30年度までの8年間を計画期間とする岩手県東日本大震災津波復興基本計画を策定し、現在本格復興を目指す第2期復興実施計画に基づき取り組みを展開しております。

4ページに復興に向けた三つの原則、「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生を掲げておりますが、復興に向けた取り組み状況について、この原則ごとに取り組み状況を御説明してまいります。

おめくりいただき、6ページをごらん願います。一つ目の原則、「安全」の確保の災害廃

棄物の処理についてであります。おかげさまで本県の一般廃棄物の約13年分に相当する約584万トンの瓦れきを他の都府県の協力も得ながら本年3月に処理を終了したところでございます。

7ページは、市町村が復興まちづくりとして進めている防災集団移転促進事業などの面整備事業についてであります。宅地供給予定8,203区画のうち、完成ははまだ384区画、5%にとどまっております。

8ページをごらん願います。二つ目の原則、「暮らし」の再建について、応急仮設住宅等への入居状況をお示ししております。発災から3年半余りが経過しても、なお3万人を超える方々が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされております。県では、被災者の方々が一日でも早く恒久住宅に移っていただけるよう、市町村と連携しながら災害公営住宅の早期整備や岩手県独自の持ち家住宅の再建支援などの取り組みを進めております。

9ページに県の住宅復興の基本方針を掲げておりますが、持ち家の新規取得を約1万戸と見込むほか、災害公営住宅を約6,000戸建設する計画としております。8月末現在の進捗率ですが、県、市町村整備の合計で着工が41%、完成が13%となっております。今後第2期復興実施計画の最終年度である平成28年度までにほぼ全ての戸数を整備していくこととしております。

おめくりいただき、10ページをごらん願います。保健・医療・福祉提供体制の再構築についてであります。沿岸地域の医療提供施設340施設のうち180施設が被災いたしました。仮設も含め約9割まで回復しております。

11ページの教育環境の整備・充実についてであります。沿岸部の学校施設は、県立学校19校、市町村立学校67校、私立学校8校が被災いたしました。8月末現在の復旧率は77.9%となっております。現在、県立高田高校などの整備が進められております。

12ページをごらん願います。三つ目の原則、「なりわい」の再生の水産業の再生についてであります。漁業協同組合による漁船の一括購入や共同利用施設の整備などによりまして、漁船や養殖施設の復旧は平成27年度末までの全体目標をほぼ達成している状況となっております。また、県内に13ある産地魚市場は全て再開し、水揚げ量も平年の3分の2程度まで回復するとともに、水産物の加工、流通に欠かせない冷蔵能力もほぼ震災前の水準まで回復しております。

13ページの商工業の再生についてであります。中小企業等復旧・復興支援事業費補助金につきましては、これまでに112グループ、1,245者が採択となり、施設設備の復旧、整備が進んでおります。

続きまして、14、15ページをごらんください。防潮堤などの海岸保全施設や道路、災害公営住宅等の住民に身近な社会資本の整備状況について、本年3月末時点の第1期実績と第2期以降の整備予定を示したものでございます。海岸保全施設、復興まちづくり、災害公営住宅など、これから3年間で事業のピークを迎え、各地で復興事業が本格化しております。

次に、復興の現状と課題についてであります。17ページをごらんください。ことし8月に実施した平成26年第3回目のいわて復興ウォッチャー調査の結果でございます。生活の回復については、日々の生活が回復していることや、新居や公営住宅への転居がふえたという前向きな声がある一方、今なお応急仮設住宅に住む方々の健康を心配する声もありました。回復した、またはやや回復したと回答した方が55.3%で、前回調査と同水準となっております。

おめくりいただき、18ページをごらんください。地域経済の回復につきましては、回復した、またはやや回復したと回答した方の割合が51.9%となっております。前回と比べ4.0ポイントのマイナスとなっております。また、防潮堤の復旧など、災害に強い安全なまちづくりについては、達成した、またはやや達成したと回答した方の割合は25.4%にとどまっております。

19ページは、これら復興の実感について、回復した、やや回復したとの回答の割合から、余り回復していない、回復していないとの回答の割合を差し引いたものを時系列で示したものでございます。被災者の生活回復度、地域経済回復度については、上の二つの折れ線グラフで示しております。平成24年11月の第4回調査で初めてプラスに転じましたが、それ以降横ばいから緩やかな上昇傾向となっております。また、下の折れ線グラフ、災害に強いまちづくり達成度については、数値がマイナスとなっているところですが、少しずつ改善の傾向にあります。

20ページをごらんください。ことし8月に実施した県外及び内陸地域へ移動している方々へのアンケート調査の結果であります。もとの市町村に戻りたいという方の割合について、帯グラフの左から二つ、戻る時期も決めている人、戻る時期は決めていない人を合わせた割合となりますけれども、県外で25.9%、内陸地区で22.7%であり、いずれも前回調査より減、現在の都道府県・市町村に定住したいの割合は、県外で43.2%、内陸地区で50.7%と、いずれも前回調査より増、その理由の上位は、移動先の利便性が高い、既に住宅再建、再建予定となっております。

21ページをごらんください。県が年2回実施している被災事業所復興状況調査、ことし8月1日時点の結果についてでございます。一部再開を含め、事業を再開している事業所は76.2%となっておりますが、建設業で割合が高く、卸売小売業の割合が低くなっており、業種間でばらつきが見られます。

おめくりいただき、22ページをごらんください。被災事業所が抱えている課題は、顧客・取引先の減少、業績の悪化、雇用・労働力の確保の割合が高くなっているほか、前回調査から原材料価格の高騰や調達困難が大幅に増加しております。

最後に、23ページをごらんください。本格復興を推進していくための主な課題として、人材、財源、用地の確保がでございます。財源確保については、国の集中復興期間の延長や特例的な財政支援の継続など、7月の被災4県の知事等による合同要望や9月に竹下復興大臣に対し直接要請してきたところであり、さまざまな課題を解決するために機会

があるごとに被災各県や市町村と連携しながら、引き続き国に対し強く要望していくこととしております。

以上で説明を終わります。

○**佐々木大和委員長** ただいま説明のありました東日本大震災津波からの復興の取組について質疑、御意見等ございませんか。

○**嵯峨耆朗委員** 何点かお伺いします。聞き漏らしたのかもしれませんが、9ページの「暮らし」の再建で、持ち家の補修を含めて持ち家の新規取得の希望はどれくらいあるか把握しているのか。現在どれくらい建っており、また今後建ちそうなのかについて、把握しているのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○**遠藤まちづくり再生課総括課長** 9ページでございますが、これは平成25年9月に岩手県住宅復興の基本方針として見直したものでございます。この段階におきましては、持ち家の新規取得としましては、マンションの購入等を含めて約1万戸ほどと考えております。これまで加算支援金等をいただいて実際に建設等に着手している方もいらっしゃると思います。そのほかに、今後行政が行います高台等の住宅団地等の整備、あるいは区画整理地内におきます宅地の整備ができた後に持ち家を取得、再建していただく数として一応捉えておりますが、まだその詳細な数字の把握等については十分至っていない状況であり、今後把握等に努めてまいりたいと思います。

○**嵯峨耆朗委員** これは、去年の9月の推計ですね。やはり現在の状況については、把握しておくのが普通ではないでしょうか。全くわからないのでしょうか。例えば野田村においては持ち家の方々は移転して住宅が建っています。そういうことからすると、現在の状況を把握しておかなければいけないのではないのでしょうか。どうなのですか。

○**小野寺技監兼副局長** 現在自力再建を実際になさっている方については、被災者生活再建支援金の加算支援金の申請状況により把握ができます。数字を言いますと、8月末現在で住宅を新規に建てる、あるいはマンションを購入される方が4,994件、ほぼ5,000件でございます。そのほかに面整備を8,200区画ほど実施しております、これも概数なのですが、そのうち恐らく6,000戸くらいは個人の住宅の用に供される区画と思われ、これらを合計すると、昨年9月に見直した住宅復興の基本方針に記載している1万から1万1,000戸の上限の1万1,000戸近くが現在見込まれている状況でございます。この後も行政が行います面整備以外での自力再建の方ももう少しいらっしゃると思いますので、1万1,000戸を超える可能性がある状況です。嵯峨委員が御指摘したように昨年9月の推計から1年たっておりますので、最新の情報を把握しながら適切な時期に見直してまいりたいと思っております。

なお、補修につきましては、現在既に2,939件の被災者生活再建支援金の加算支援金の申請がございまして、恐らくは補修されて住まわれる方はもうほぼ補修が終わっていると思いますので、住宅復興の基本方針に記載している3,000から3,500戸の範囲、ほぼ3,000戸強くらいになるものと思っております。

○**嵯峨耆朗委員** 多分、県の推計と合っているかどうかというのは大した問題ではないのです。問題は、恐らくこの時点で建てたいと思った人、先ほど4,994件は被災者生活再建支援金の加算支援金の要望をしているからこれは確実に新規になるかもしれないこと、面的整備を8,200区画で実施してそのうちの6,000区画が住宅になるという説明でしたけれども、実際に去年などと比べると、予算よりもますます資材等が高騰しているのです、なかなかそのとおりいなくて再建できない人がふえていると聞いています。住宅再建についての希望と実態について把握しているのですか。私の認識で間違っていますか、どうなのですか。

○**小野寺技監兼副局長** 現在、被災者生活再建支援金の加算支援金の申請をなさっている方というのは、そのほとんどが面整備したところではなくて、御自分で移転先を探して建てられた方でございますので、その意味では総体的には資金力がある方が住宅再建を先行して行っているのだと思います。これから高台移転や区画整理など市町村で整備したところに住宅を建てられる方においては、時期的に資材も高騰するし、資金的に必ずしも余裕がない方が多いことも想定されますので、これから建てられる方のほうがより深刻な状況であろうと認識しているところでございます。

○**嵯峨耆朗委員** 被災者生活再建支援金の加算支援金の支援制度、市町村と県による支援で十分ということはなかなか難しいのでしょうかけれども、実際にはきのうの総務委員会でも指摘しましたが、防災集団移転促進事業の場合には自分の土地を売りますが、そうすると譲渡所得に課税される税金を支払わなければなりません。そして、新たに土地を求める場合には、不動産取得税を払わなければなりません。さらに、その手続なども全部負担していくと、それだけで被災者生活再建支援金の加算支援金はなくなってしまうのではないかという話もあるぐらいなのです。ですからそういったことも含めて実態を十分把握していただきたいと思います。その上で何ができるか考えていかなければならないと思います。

あと一点だけお伺いしますが、水産業についてですけれども、先ほどの説明で見ますと、漁船の達成率96.2%、それで養殖施設も99.1%と、ほぼ震災前の状況に復旧しているとのこと。しかしながら、水揚げ量が63.9%、そして水揚げ金額が87.3%であります。養殖等は時間がかかるので、理解しないでもないのですけれども、この状況の隔たりについては、どういうふうに把握しているかお尋ねしたいと思います。

○**石田産業再生課総括課長** 施設の回復は、第1期復興実施計画のほぼ目標どおりになっておりますが、水揚げ量については昨年度の場合、サケの不漁と、それからサンマの不漁などが重なった状況と思われます。あと、養殖の生産については、嵯峨委員の御指摘のとおり貝類の場合ですと生産からおよそ3年ぐらいたちますので、今年度から本格的な生産サイクルに入るものと考えております。

○**嵯峨耆朗委員** できることは、施設を復旧させることだと思うのですが、あとはいろいろな条件があって、なかなか難しい面もあるのでしょうかけれども、最終的には水揚げ金額

が上がっていかなければ、なりわいの再生も含めてプラスに向かっていかないのです。ことしはサケが震災のときに放流できなかった影響が直接的に出る年と言われています。ただ、聞くところによると、早期群のサケの回帰率が非常に高いと聞いていましたので、4年魚よりも5年魚や6年魚などの大きいものが帰ってきているところを私も見てきました。そういった意味で言うと、今年のサケ漁について、私は前半はいいのではないかと見ていますけれども、どう認識しているのか、現状をお聞かせ願いたいと思います。

○石田産業再生課総括課長 今年度のサケの回帰につきましては、嵯峨委員の御指摘のとおり9月から始まっており、早期の回帰はおおむね順調のようです。ただ、県全体の盛漁期を見ますと、11月下旬から12月中旬で全体の6割程度の漁獲になりますから、その時期にしっかり帰ってこられるような状況を見きわめる必要があると思います。岩手県水産技術センターの予測では、かなり厳しいという予測も出ておりますことから、県でも種卵の確保も含めてしっかり再生産できる体制を整えるように準備しているところでございます。

○嵯峨耆朗委員 北海道では、もうそろそろサケの漁期もおさまってくる中、まだとれているという話も聞こえていました。そうなれば本県も悲観的になり過ぎなくてもいいのではないかと期待もしているのですけれども、実際どう見ているのかということについて一点お聞きします。また、とれないことを前提に、魚卵確保のために国が10億円の枠で定置網漁関係者に支援するという仕組みをつくっています。実際にとれなかった場合、それで支援が十分なのかということが指摘されていますけれども、どう見えていますか。

○石田産業再生課総括課長 今年度の日本全体のサケ漁の模様を見ますと、北海道のほうは9月下旬から10月が中心になりますので、今のところほぼ前年並み程度に近い回帰状況だと思います。ただ、北海道と本県と事情が違いますことは、震災によって稚魚の放流が実質できなかった状況でことしの回帰年を迎えていますので、北海道と比較するのは難しいかと思われます。

あと、採卵の確保についての定置網漁などの漁業関係の調整ですとか、親魚の確保につきましては、これは回帰状況を見ながら随時対応していく状況ですので、現在十分かどうかという御議論があるかもしれませんが、これらについても随時対応しながらやっていくことになろうかと考えております。

○嵯峨耆朗委員 そうだと思うのです。つまり回帰率が低くなると、採卵のための親魚を確保するのがなかなか難しくなるので、定置網漁を切り上げる動きも出てくる。それが余りにも大きくなると、恐らく10億円という枠だと足りなくなる可能性があるのですが、そうならないことを期待しますが、そういったことも含めてぜひ国ともいろいろなことを情報交換しながら、新たな対応をしっかりしていただきたいと思います。

○岩崎友一委員 私からは、防災集団移転促進事業の関係で確認します。防災集団移転促進事業について、例えばA地区で被災した人は造成するA団地、B地区で被災した人はB団地にそれぞれ移転するという取り扱いを市町村が決めて、国土交通大臣の同意を得ている

と思うのですが、3年半たって防災集団移転促進事業の造成状況にも差が出てきて、やはり早いほうに行きたいという声があるのです。例えばA地区で被災した人がB団地の造成先に移転したいといった場合、大槌町だと制度上のルールのためか、認められないという説明をされているようでして、遅くなるのであればもう町外に転出していききたいという声もあって、かなり危機感を覚えています。他の地区の団地に移転したい場合、例えば国土交通大臣の同意を変更するなどの手続上、可能なものなのでしょうか。

○**横山都市計画課総括課長** 被災者がどちらの防災集団移転団地に住むかという質問でございませうけれども、基本的には当時、例えばA地区で被災した人がA団地に行く場合、一定の人数が行くことを前提に造成を進めているわけですので、もしその人たちの意向がその時点でも変わらなければ、要は行った先に空き区画ができない状況がありますので、その場合は、例えばB地区からA地区に行くことは困難ということもあろうかと思えます。

ただ、昨今なかなか防災集団移転団地の造成に時間がかかるということで、空き宅地が発生する事情も見えてきてございます。そういったところにつきましては、他地区に再募集をかけて、他地区から入ってもらうことも実際にはありますので、制度的には可能かと思っております。

○**岩崎友一委員** そういった事例がありまして、防災集団移転団地の造成状況に地域によって結構差があるのです。やはり自分で土地を買って家を建てる人もいる一方で、応急仮設住宅に住んでいれば家も欲しい、早く整備されるほうに行きたいということがあります。コミュニティーの問題もありますので、一概に好き勝手に、好きなところへ移転するということは、それぞれの市町村や地域、集落によって事情が異なるかと思うのですが、横山都市計画課総括課長が答弁したとおり、このような事例がこれからも出てくると思っていますので、ぜひ県から市町村に、選択肢の一つでこういうこともできるということを説明していただきたいと思えます。

それと、もう一点が用地の関係です。国において東日本大震災復興特別区域法の一部改正法が成立して半年がたとうとしております。県でも用地取得特例制度活用会議を開催していると思うのですが、まだ市町村の用地の取得率が低い地域が目立つわけでありませう。県事業の用地取得の加速化に向けた取り組み、そして市町村への活用支援等の取り組みをもう少し具体的に御説明をいただきたいと思えます。

○**小野寺技監兼副局長** 用地の取得の特例については、4月に法律改正していただきまして、5月1日に施行されております。その後は、立て続けに国から施行通知と、岩崎委員御存じのとおり、ガイドラインまで発出していただきましたので、いわゆる道具はそろえていただいた状況になっておりまして、県では早速、用地取得特例制度活用会議を設置し、初期の取り組みとして5月から6月にかけて市町村を回って説明会開催や制度の説明等をしてまいりました。これは、土地収用について市町村ではこれまでほとんど活用事例がなく、土地収用というものが土地を取り上げるというイメージが強いものですから、今回の場合は結果的に取り上げる形になることももちろんあるにはあるのですが、長いこと相続

手続が放置されたままで、地権者が御自身で処理できないものを行政が処理する活用が専らであることを、まず市町村に御理解をいただくところから始めたものです。県事業での活用についてでございますけれども、これまで4回用地取得特例制度活用会議を行いまして、そこでいつの時期に収用裁決申請をする、場合によってはこれは緊急収用の手続も必要になることも想定されるなどといった工程の調整を行ってきております。

それで、現時点で具体的に効果があらわれているかどうかについて申し上げます。衆議院の東日本大震災復興特別委員会での決議があつて、国から具体の制度を積極的に活用するようガイドラインを示していただきましたので、ことし6月、県土整備部長と私とで収用委員会会長と打ち合わせをさせていただきました。国からも担当職員が同席していただく形で、収用委員会の皆様方の御理解も深まってきました。具体的には、収用裁決申請を出した釜石市片岸地区での裁決については、今回の東日本大震災復興特別区域法の改正の趣旨を踏まえて早めていただいたものと思っております。これから緊急収用の活用についても案件が出てくるものと考えているところでございます。

それから、市町村につきましても、制度の理解が深まったことで、具体的に東日本大震災復興特別区域法の一部改正法を活用しようという動きが出ておりますので、これまでに岩手復興局の担当者と私も復興局の職員が、十四、五回ぐらいになりますけれども、複数の市町村に出向いて、具体的な作成そのものをお手伝いするという踏み込んだ支援を行っているところでございます。

○**岩崎友一委員** やはりこの用地の問題がなかなか解決しないので、例えば県で勉強会を開催して、土地収用に詳しい方が用地取得がおくれている市町村に派遣で行って担当になるくらいの勢いでやらないと、なかなか解決しないと思うのです。これは、私が防災集団移転を希望している地域の用地の取得率が17%で一番低いから言うわけでもないですけども、本当になかなか目にも見えないし、住民に対するまちづくりに係る説明会でもいい話がないということがあります。まだ用地の取得という課題が大きく残っていますので、ぜひ市町村が使いやすいようにいろいろ知恵を絞っていただいて、どの方法がいいのか考えながら用地取得の加速に努めていただきたいと思います。以上です。

○**佐々木茂光委員** 私からは、3点お尋ねしたいと思います。

一つは、8ページ、応急仮設住宅での生活が長期化するということで、応急仮設住宅の損傷等いろいろ不都合が出てきていると聞いておるのですが、その辺の対応がどのように進められているのか。例えば床が抜けたとか窓枠ががたつくなどの連絡があつた都度出向いて補修するのか、それとも例えば今月からこの団地を補修するというように一斉に補修する対応に切りかえていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○**勝又建築住宅課総括課長** 応急仮設住宅の補修についてですけれども、まず床がたわんでいるとか、あとはサッシに不具合があるといったようなことについては、通報を受けたらその都度、維持管理のほうで対応しています。そのような対応は、今後もしていきたいと思っております。

それに加えまして、応急仮設住宅が長期的に使用される見込みが出てきております。一番不安な木ぐいの基礎の部分については、これから行う秋の点検の中で基礎の状況をチェックし、来年度以降応急仮設住宅の長期利用が見込まれる住宅については、その基礎の補修を一斉に行っていきたいと考えています。

○佐々木茂光委員 秋の点検というのは、もう秋に入ったわけですがけれども、早々に入っているのでしょうか。

○勝又建築住宅課総括課長 点検、まさにこれから行うところです。

○佐々木茂光委員 夏場を過ぎて、これから点検していくといっても、今度は冬に向かっていく中で、どういう形で点検は進めていくのですか。例えば床を剥がすとか、例えば窓枠つかんでみるとか、何かあると思うのですけれども、どういうふうに進められていくのですか。

○勝又建築住宅課総括課長 基本的には、外部からの目視で点検をしていきます。ただ、今回は基礎の状況を見るということですので、外壁の一番下の部分にベニヤ板のスカートのようなものがついているのですけれども、それを一部分剥がして基礎が見える状態にして点検することを考えています。

○佐々木茂光委員 いずれ長期化する応急仮設住宅団地のある地区と、それからこの間の陸前高田市でもそうなのですが、早々に応急仮設住宅から災害公営住宅に出られた方もある地区もあるので、やはり早々に点検するのであれば、寒くなる前に、とにかく早い時期に取り組んでいただきたいと思います。いずれそれは早目に手をかけていただくということをお願いして終わります。

もう一つは、先ほどお話がありましたなりわいの再生についてです。資料1の12ページにワカメの生産状況の数値が出ていますが、ことしも11月に入るとワカメ、昆布等の種つけの時期が来るのですが、去年の状況を見ますと、実は、みんな刈り取りをしないで沖で処分してしまったという状況がありました。それはなかなか買い手がつかなくなったり、単価の問題などもあったのですが、そういう実態をどのようにつかんでいたのか。今、漁業関係者からは全然申し入れもないですが、現場に行って関係者から聞いてみると、今の状況だとことしあたりはもう種まきをしないという人たちが結構いると聞こえてきております。その辺の状況について今把握しているところがありましたならば、お話ししたいと思います。

○石田産業再生課総括課長 ことしのワカメの刈り取りにつきましては、事前入札の金額がかなり安かったということで、せつかく3月下旬、4月上旬にワカメの盛漁期になるのですけれども、刈り取りに行く漁船も油代もかかり、コストに見合った形で刈り取って持ってきて加工するだけで逆ざやになるという状況も個々の漁業者で見られています。沿岸広域振興局でも普及指導員などが対応したのですが、先ほど佐々木委員が言われたように、もう持ち帰らずに沖で刈り取って養殖施設の負荷を減らす、いわゆる生産調整的な取り組みがされたというように聞いております。

○佐々木茂光委員 海の人たちは、春先はワカメ、昆布から1年間の仕事に取りかかるので、その出足がくじかれることは、やはり生産者にとっては非常に厳しいところがあります。買い付けの業者に言わせると、物が売れないからその値段をつけざるを得ない、やはり風評被害で荷が動かないのだということです。要は折り合いがつかないから最終的には1次産業の一番末端の人たちが負担を全部背負っているような状況にあるので、せつかく動き出した復興に向けて、生産者の意欲が湧くように配慮していただきたいと思います。

○中村復興局長 今、佐々木委員からお話ありましたが、私も先日いろいろ水産加工関係、水産関係の方にもお話を伺う機会がありました。確かにこういったワカメ、昆布を初め風評被害の関係でなかなか販路ですとか売上げが伸びないというお話をお伺いしておりました。やはり西日本のほうで特にそういった傾向があるということなので、県としてはそういった地区も含めて販路を何とか回復し、また売上げ増につなげるように引き続き努力をしてみたいと考えております。

○佐々木茂光委員 もう一点、最後になりますけれども、これから防災集団移転促進事業を含めた高台移転による土地の造成工事が多く実施され復興事業が進捗していきます。そういった中で、私は常々心配するのですが、山から流れてくる水が湾内に流れ込んできて、最終的には漁業の生産物に対する影響が出てくるわけであり、復興事業を進める側と内湾を預かる漁業者との間でその辺の被害等が出ないように調整が必要であり、これからの復興事業等においてはそういうところにも目を向けていただきたいと思います。やはりその辺も力を入れていただきたいと思います。

○横山都市計画課総括課長 高台移転とか土地区画整理での工事中の濁水処理につきましては、工事規模とか工事内容でさまざまだと思いますけれども、工事区域内に濁り水を流さないよう側溝を設けるとか、あとは濁水が沈澱する沈澱池を設けて対応していると市町村から確認しております。

あと、もう一点なのですが、先ほど岩崎委員の発言の中で防災集団移転団地のお話や御意見が出たのですが、その際に条件がございまして、例えば国土交通大臣の同意が通ったのは52地区で、その中に88の団地があるように、一つの地区の中に複数の団地がある場合、その中での移動は特に手続等は要らないのですが、その52地区である地区から別な地区に移転したいとか、そちらに移りたいというような場合は国土交通大臣の同意が必要でして、その二つの地区を一つの地区に合併するなどの処理が必要となってきます。その点について、先ほど説明不足でしたので、訂正します。

○斉藤信委員 最初に、まちづくり、面整備事業についてお聞きしますが、資料1の7ページに8月末現在で8,203区画とあって、完成は384区画の5%にとどまっているわけですが、この間の推移、この2年、3年ぐらいの推移で、私はかなり減少してきたのではないかと思います。その推移がわかるでしょうか。

あともう一つは、防災集団移転促進事業について、資料1の7ページの表を見ますと2,616区画となっていますから、土地を買い上げる対象は2,616件と見ていいのか。

あと、都市再生区画整理事業ですけれども、この土地区画整理事業でも自分で再建せず土地を買ってほしいという方々も少なくない聞いていますが、その状況をどういふふう把握しているでしょうか。

もう一つは、その減歩率なのですけれども、私は一般的な土地区画整理事業ではないと思うのです。震災のための特別の区画整理をやっているときに、被災者から土地を取り上げる手法というのはいかがなものか。この間大槌町に行ったら、減歩率は10%でした。陸前高田市は、全体はそうではないのだけれども、中心商店街は3割だというので、3割も土地を取られたら再建ができなくなるという話もあるわけです。そういう減歩率を、私は最大限縮小する手だてが考えられてしかるべきだと思いますが、いかがですか。

○遠藤まちづくり再生課総括課長 今、斉藤委員からお話がありました面整備事業、例えば都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業などで宅地の造成等を実施しておりますけれども、推移といたしまして、平成24年度末におきましては漁業集落防災機能強化事業の2区画のみであり、平成25年度末といたしまして完成したものが249区画となっております。今年度末におきましては、1,110区画ほどの造成を完了する予定で現在進めている状況でございます。

当初計画しました造成区画数等からの推移につきましては、今手元に資料ございませんので、確認し、御報告させていただきます。

○横山都市計画課総括課長 防災集団移転団地の区画数2,616区画につきましては、基本的には被災した方々が移転する先の区画と承知してございます。買い上げは、介在農地とか、店舗兼住宅とか、いろいろございますので、介在農地も買い上げ対象になってございます。あとは、店舗兼住宅は住宅という取り扱いで買い上げ対象になってございます。その方々が全て高台に移転するかという部分もございまして、いずれ被災した人の内数では高台に移転するというので、買い上げ量はもう少し大きいと認識してございます。

また、土地区画整理区域内の土地を売却したいという部分につきましては、なかなか行政のほうで売却を行うということはできないのですが、土地所有者間で対応することは可能とは考えてございます。

あと、減歩率についてですが、基本的には今回の被災地の土地区画整理については減価地区と申しまして、ほとんどの地区は価格が下がる状況になりますので、極力、道路が広がる、公園が広がるという公共施設の部分については、公的な資金を入れて確保し、それ以外の部分について一部減歩が発生するという状況になってございます。その減歩率について、先ほど10%から30%という御説明がありましたが、この辺については土地区画整理の中で市町村が整理する際に、どうしてもそういった手法の中で出てきた数字だと認識してございます。

○斉藤信委員 防災集団移転促進事業にかかわるさまざまな問題が出てきて、今度の議会でも議論されたと思うのです。先ほど嵯峨委員が不動産取得税の話もしました。国民健康保険や住民税、介護保険にかかわってくる。介護保険の問題については、市町村の判断で

減免できるという答弁もあったのですが、ホテルコストのほうが負担が大きくて、300万円ぐらいの収入があると100万円近い負担になるのです。まずできることはできるというふうに市町村に徹底すべきです。被災者が家を建てられなくて土地を売るわけです。だから、新たに土地を買わなくてはならなくなる。そういうことについては、きちんと国に対して特別の対策をしっかりと強く求めるべきだと思うけれども、これは中村復興局長に聞きましょう。できることは徹底し、できないことは国に強く求めるべきだと思いますがいかがですか

○中村復興局長 現行制度の中で我々としても最大限の努力をしているわけでございますが、今、斉藤委員のお話も踏まえて、我々のこれまでの取り組みとしても、できるだけ被災者に寄り添って対応してきたつもりでございます。今後ともそういった考え方を踏まえまして、必要なものについてはしっかりと国に対しても求めてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 最後ですけれども、なりわいの再生で、先ほどもワカメの話がありました。この資料1の12ページを見ると、生産額が48.6%なのです。生産量は、生産調整をしたという話ですが、74%に対して48.6%ということになると、再生産価格を割っているのではないかと思います。やはりワカメ、昆布というのは養殖業の柱なのです。この危機打開をどのように図っていくのか。私は再生産価格を割っているのではないと思うが、このことについてもわかれば今後の対策を含めて示していただきたい。

それと、被災事業所復興状況調査なのですが、これはトレンドの調査として私はいいと思うのだけれども、2,246事業所を対象にして回答が1,387事業所で、61.8%なのです。回答率が少し低いのではないかと。あとは、被災した事業者というのは商工会、商工会議所では4,400事業所です。私は事業所統計から見て被災事業所というのはその倍あると思います。そういう実態は把握されているのか、そのこともお聞きしたい。

○石田産業再生課総括課長 ワカメ、昆布の海藻養殖でございますけれども、本県養殖業の主力でございます。風評被害もありまして、なかなか価格は厳しいところですが、震災前の状況から見ますと、ワカメの生産原価はおおよそ生換算で120円から130円程度、それから昆布については70円から80円程度と言われております。震災後、現在の状況を見まして、こういう価格体系の中で、生産者にとってはいわゆる燃料代などの諸経費も上がっている状況であり、かなり厳しい状況と思われまますので、先ほど中村復興局長からも御答弁申し上げましたが、まず消費者への訴求などいろいろな販売対策を県としても打ち立て、一刻も早く主力となる海藻の価格の回復に努めてまいりたいと思います。

それから、被災事業所復興状況調査でございますけれども、委員御指摘のとおり当局で実施しておりますのはアンケート調査ですので、全体の事業者のアンケートから県の施策の方向性を探ろうという目的でやっております。実態の被災事業所の被災状況でございますが、商工労働観光部でも調査しておりまして、これは商工会議所の会員についての組織としての再開状況の調査ですが、手元にあります資料ですと、9月1日現在で4,341の被

災事業所に対して3,220事業所の再開率でいいますと74.2%という数字をいただいているところがございます。ですので、実数とアンケートとの調査の仕方は違いますけれども、おおよそ再開率としてはこの75%前後と見ているところがございます。

○**遠藤まちづくり再生課総括課長** 先ほど斉藤委員から御質問がありました面整備事業の区画数につきまして、計画数値としまして、ロードマップベースでございますが、これまで平成25年3月末時点で9,722区画、25年7月末現在で8,446区画、12月末現在で8,513区画、平成26年3月末時点で8,291区画、26年6月末現在で8,263区画、そしてこの8月末現在が最新でございますが、8,203区画という状況でございます。

○**福井せいじ委員** 2点お聞きしたいのですが、一つは資料1の18ページのいわて復興ウォッチャー調査結果の地域経済の回復度ですが、前回の調査から4.0ポイント減ということですが、この原因については、当局はどのように捉えているのかお聞かせいただきたいと思えます。

○**石川復興推進課総括課長** いわて復興ウォッチャー調査でございますけれども、今回回復度が下がっていることにつきまして、岩手県立大学と一緒にいろいろ調査し、分析もお願いしているのですが、前は沿岸南部に大規模な商業施設が建設され、あるいは宿泊施設等の建設ラッシュが続いたことなどによりかなり上がったのですが、今回はそのような動きが小休止し、さらに商店街の仮設から本設への移行がおくれているといったこともあって、このような傾向になったのではないかと分析してございます。

○**福井せいじ委員** 私は、地域経済の回復というのはどこにそのベースがあるかという、大型ショッピングセンターの進出というよりは、実際その地域に根ざした事業者の回復というのが必要であると思えます。そういった意味では、なりわいの再生というものが大きな要素になると思えます。そのような中で、有効求人倍率も高いということで私たちは聞いているのですけれども、その有効求人倍率をいかに地域経済に結びつけていくか、このギアのかみ合わせということも、これから必要になると思えますが、いかがでしょうか。

○**高橋雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長** 沿岸地域におきましては、有効求人倍率が高い状況は福井委員の御指摘のとおりでございまして、中でも建設業、水産加工業等は人手不足が高く、ずっと続いている状況で認識しております。背景としまして、沿岸地域の人口が減少する中で、働いている方をあらわします雇用保険の被保険者数がふえている状況であり、潜在的な働ける方の絶対数が不足している現状にあらうと思っております。そういった中にありましても、地域を支える産業として、地域に根ざした産業を回復軌道に乗せることは重要な課題と思っております。県としましては地元のハローワークが面接会等を開催しておりますので、それらとの連携、あるいは今年度の補正予算の中で提案しておりますが、復興のために地域外から働いていただける方にどうやって来ていただくかという取り組みなどを通じまして、この地域の産業の求人に向くように取り組んでいきたいと思っております。

○**福井せいじ委員** 前からその地域にいる方々は、既に就業しているということは聞い

てきました。でも、そのままでは産業再生、地域経済の再生にはつながらないと思いますので、今、高橋特命参事がおっしゃったとおり、いかにして求人倍率を埋めていくか、求人を埋めていくかということにぜひとも努力していただきたいと思います。

もう一点お聞きします。先ほど来、ワカメ等の販売についてお話がありました。販路の復旧ということですが、これについては今どのような調査をしているのか。そしてまた、販路復旧についての取り組みはどのようになさっているのかをお聞かせください。

○石田産業再生課総括課長 ワカメ等の海藻の販路の復旧でございますけれども、岩手県漁業協同組合連合会の販売部門と協力しまして、どこで苦戦しているのかということを経界とお話をしています。先ほど中村復興局長からも答弁申し上げましたが、やはり関西圏で非常に苦戦しています。ワカメ全体とすれば、日本の消費量は約 25 万トンあって、国産で三陸と主に鳴門産のワカメが合わせて 6 万トンほどあるのですが、関西圏で震災前に三陸産ワカメが占めていた部分が鳴門の国産ワカメに置きかわっているということです。ここが非常に厳しい状況で、そこに訴求し、何とか回復するように、今、商工労働観光部、農林水産部が消費者訴求や商談会で頑張っているところでございます。

○福井せいじ委員 私の知人から、やはり関西圏で苦戦しているのだということを伺いました。その原因として、例えば学校給食への利用は風評被害によって閉ざされているということも聞いたのでありますが、今行政がやるべきことは、なぜ売れないのか、その販路が閉ざされているのかということ进行分析し、その原因を突きとめて、行政がやるべき、できることをやっていくことが必要だと思うのですが、そういった風評被害の払拭についてはどのように取り組んでおられるのか。今、給食というのは、行政の中でやっている事業、そしてそれに対して行政側が取り組むべき課題ではないかと私は思うのでありますが、いかがでしょうか。

○藤代農林水産企画室企画課長 関西圏での販売促進の取り組みという御質問でございますけれども、関西圏での風評被害の内容について、今申し上げましたとおり他産地に置きかわり、そこにいまだ本県産がなかなか入り込めていけず、問屋、小売りとの取引の幅が広がっていかないということが要因と分析してございまして、現時点でそういったところと話し合いを持って、どこに訴求していったらいいかというところで、一つは関西圏の消費者、それからもう一つは関西圏の実需者、ここをターゲットに本県産のワカメについて PR し、なるべく消費意欲を喚起していただくことを主眼に取り組んでございます。具体的には関西圏で鉄道広告ですとか、あるいは料理専門紙などで消費者に対して露出を多くすることです。さらにもう一つ、関西圏のほうですと、著名な料理人の方に訴求して、その方から地元へ働きかけるといってもかなり有効な手法だと伺ってございまして、そういった料理人の方を 10 人程度本県にお呼びして産地を見ていただいて、特に風評被害の問題は実際にはないということをお理解いただいて、御自分のお店で使っていただく、あるいは本県産の食材を使ったフェアを行っていただいて、消費者の方に本県産の安全性を訴えていくといった取り組みを行っているところでございます。

また、実需者ベースについては、商談会などを大阪市、名古屋市で行いまして、実需者に本県産の農林水産物、ワカメ等をPRしているところがございます。

○**福井せいじ委員** わかりました。それと、流通というのは一つのパイプをつないでいくことなのですけれども、どこで詰まっているか、なぜ詰まっているかをやはり取り除くことだと思えます。私がさっき言ったのは、給食等の利用について風評被害がもとで詰まっているということであれば、それをいかに取り除くか。もちろん新たな販路開拓は必要なのですけれども、従来通っていたパイプの中でどこが詰まっているか、これをぜひ突きとめて、それを取り除くことも必要だと思えます。まだまだ風評被害というのが行政にあるということで、ぜひともその払拭に努力していただきたいと思えます。

○**田村誠委員** 災害廃棄物に関連いたしましてお伺いをさせていただきます。本県の一般廃棄物13年分に相当する584万トンの処理を3年間という短期間の中でやっていただいたことに、まず心から感謝を申し上げます。しかし、私のところに湾内漁業者あるいは養殖業の関係の方々からもいまだ廃棄物といわれるものが残っているという要望が寄せられます。その実態把握あるいは調査などは行っておられるものかどうか。そしてさらには、予算の関連もあると思えますが、今後そうしたものの処理について心配なく取っていただけるものかどうか、そのことをお伺いいたします。

○**工藤環境生活企画室企画課長** 災害廃棄物につきましては、1次仮置き場、2次仮置き場に搬入されたものを全て584万トン処理したところではございますけれども、現在湾内にあるものですとか海中にあるような災害廃棄物について、調査をしているということとはございません。

○**田村誠委員** 調査をしていないという答弁でございますけれども、実際はまだ湾内にも車の廃棄物などが残っておりまして、ナマコだとか刺し網などをやりますと収穫がなかなかできないのです。あるいは、刺し網が切られてしまうという状況にあることも本当に知らないのですか。実態は、そういう話が私のところにも来ていますし、そして沿岸広域振興局は調査をしているはずですが、そうしたものの処理について、今後やらないということではないだろうと思うのですが、いかがですか。

○**佐々木漁港漁村課総括課長** ことしの県の予算の中では、例えば定置網の下に瓦れきがあるようなケースについては、事業費を手当てして対応しているケースはあります。あとは、当課は漁港を所管していますが、漁港区域内でそういうものが見つかった場合については、随時になりますけれども、対応している状況はあります。

○**田村誠委員** まず、そうしたことで水産業に対する支援についてはそれぞれやっていたいでございますけれども、それが港湾区域などにはまだ残っております。底のほかにも、ナマコなどによりそういうものが動いていくわけですから、そうしたところの処理も早目にやっていかないと、せっかく養殖した海産物を有効活用できないということもあるわけです。いずれ調査をしていない、実態把握がないということは、私はいかなものかという気がいたしますので、ぜひ早急にその実態調査をまずしていただきたい。

そして、まだ残っていることが現実にありますので、それも処理をしなければならない。そのための予算措置なども十分検討していただきたいと思いますが、中村復興局長、どうですか。

○中村復興局長 今、田村委員から御指摘があった点について、それぞれ個別にまた地域の状況をよくお伺いをし、必要な対応については検討してまいりたいと思います。

○佐々木大和委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木大和委員長 ほかにないようですので、東日本大震災津波からの復興の取組については、これをもって終了いたします。

執行部の皆さんはここで退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様は暫時お待ちください。

次に、日程2、現地調査の実施についてであります。配付資料2のとおり10月28日火曜日と30日木曜日の2日間で復旧復興に係る取り組み状況等について現地調査を実施したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木大和委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、詳細な日程については後日事務局を通じて各委員に通知することといたしますので、御了承願います。

次に、日程3、現地調査報告書についてであります。当報告書については前回の委員会において、追加資料について世話人会で協議することとされたところです。世話人会での協議の結果、5月に宮城県において実施した現地調査報告書については、意見交換の要点及び現地視察先での調査概要を配付資料3-1及び3-2のとおり加えることとし、6月に釜石市において実施した現地調査報告書については、現地で出された要望項目に対する対応状況として、配付資料3-3を加えることといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木大和委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、現地調査報告書については執行部ほか関係機関に情報提供することといたしますので、御了承願います。

次に、その他であります。何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木大和委員長 なければ、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。